

南島原市公告第107号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）を定めるにあたり、同法第19条第7項の規定により地域計画の案を公告し、次により関係書類を縦覧に供する。

この場合において、利害関係人は当該地域計画の案について南島原市に意見書を提出することができる。

令和8年9月2日

南島原市長 相川 武利



- 1 地域計画の案を作成した地域
北有馬地区

（1）内容は別添「概要書」のとおり

- 2 縦覧期間

自 令和8年9月 2日

至 令和8年9月15日

- 3 縦覧場所等

南島原市役所 農林水産部 農林課

南島原市有家町山川58番地1

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで（土日及び祝日等を除く）

- 4 地域計画の案に対する意見書について

（1）意見書の提出先

南島原市役所 農林水産部 農林課

（2）提出方法

インターネット、郵便、ファックスによることとする。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日

(4) 意見の処理方法

- ①意見書を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- ②意見書に対する箇所の回答は行わず、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

(5) 注意事項

- ①意見書は日本語に限る。
- ②個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。
- ③意見書の提出の対象となるのは、地域計画の案に係る部分のみである。

様式第 1 号

地域計画の案に対する意見書

南島原市長 相川 武利 様

住所
職業
氏名

印

令和 8 年 9 月 2 日付け南島原市公告第 1 0 7 号で公告のあった地域計画の案に対して、
農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定に基づき、意
見書を下記のとおり提出します。

記

南島原市地域計画の案	左記に対する意見等

様式第 2 号

地域計画の案に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

意見書の要旨	意見の数	処理区分	処理内容等